

関東甲信越ブロック若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーンについて ～「この話、いいかも!」と思ったあなた、いいカモです～

関東甲信越地区の都県・政令指定都市の消費生活センター及び国民生活センターでは、悪質商法による若者の消費者被害の未然防止・早期発見を図るため、毎年1月から3月を「若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン」期間と定めています。

茨城県消費生活センターでは、県内市町村と連携して啓発活動を実施してまいりますので、当活動の周知について御協力をいただきますようお願いいたします。

実施期間：令和6年1月から3月まで

参加機関：1都9県6政令指定都市の消費生活センター及び国民生活センター
(茨城県、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、栃木県、群馬県、山梨県、
長野県、新潟県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市、新潟市)

1 共同キャンペーンへの参加機関共通の取り組み

・特別電話相談「若者トラブル110番」の実施

各参加機関において、特別電話相談「若者トラブル110番」を実施します。
若者本人だけでなく、家族による相談も受け付けて、被害の未然防止を図ります。
(「茨城県内における若者(29歳以下)の苦情相談状況」は、別紙資料を参照。)

日時 令和6年1月9日(火)・1月10日(水) 午前9時から午後5時まで
(上記期間は茨城県の場合)
電話番号 029-225-6445
※なお、この期間以外にも随時ご相談をお受けしております。

・ポスターの掲示

キャンペーン期間中、高校・特別支援学校・大学・各種専門学校・路線バス会社・郵便局・自動車教習所・図書館等にポスターを配布し、若者へ悪質商法への注意喚起と相談窓口の周知を図ります。

【若者被害防止キャンペーンポスター】



・リーフレットの配布

高校及び特別支援学校(卒業年次生徒全員)・看護学校等に、若者向けの悪質商法の手口とその啓発ポイントを解説したリーフレットを配布します。

【若者被害防止キャンペーンリーフレット】 〈表面〉



〈中面〉



2 茨城県消費生活センター独自の取り組み

・パネル展

場所 県庁25階展望ロビー（南側）

期間 令和6年1月5日（金曜日）午後3時から令和6年1月18日（木曜日）午後2時まで

・ホームページやSNS等での啓発

就職や進学など、生活環境が変わる時期を迎える若者は、社会経験の少なさから、悪質商法などの消費者被害に遭いやすいため、複雑・多様化した消費者トラブルについてホームページやSNS等に掲載し注意喚起します。

ポスター・リーフレットに掲載のQRコードから、茨城県消費生活センターHP「いばらき消費生活なび」特設ページへ誘導し、身近にある悪質商法の事例や解決のためのアドバイス等を紹介します。

若者の消費生活相談の特徴

- ・ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）をきっかけとしたトラブル
- ・ 本人が被害の重大さを自覚していない
- ・ 「親に知られたくない」などと周囲への相談を躊躇する傾向がある
- ・ 困ったらまずネットで検索

★「あれ、おかしいな?」と感じたら、「当てはまる!」と思ったら消費生活センターに相談しましょう。

★電話相談は、県消費生活センター「029-225-6445」の他、消費者ホットライン「（局番なし）188」にご連絡いただければ、お近くの市町村消費生活センター等につながります。

3 県内市町村消費生活センターの取り組み

成人式典での啓発リーフレット等の配布、出前講座や広報誌・ホームページによる啓発などを実施します。

各市町村の実施計画は別紙「令和5年度若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン実施計画（市町村）」を参照ください。

【本件に関するお問合せ先】

茨城県消費生活センター

広報・統計担当：鈴木

TEL：029-224-4722 FAX：029-226-9156

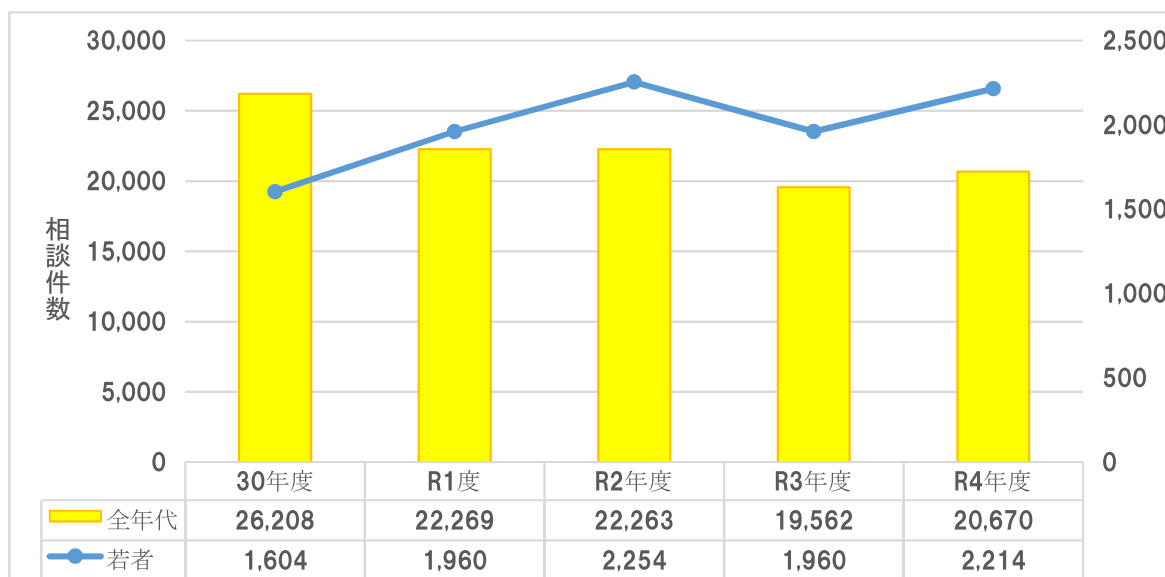
【別紙 資料】

茨城県内における若者（29歳以下）の苦情相談状況

県内の消費生活相談窓口における苦情相談件数（契約当事者）

| 全年代 | 合計 | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|-----|-------|--------|------|--------|------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| | | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 |
| | | 26,208 | | 22,269 | | 22,263 | | 19,562 | | 20,670 | |
| 若者 | 20歳未満 | 377 | 1.4% | 491 | 2.2% | 587 | 2.6% | 435 | 2.2% | 503 | 2.4% |
| | 20歳代 | 1,227 | 4.7% | 1,469 | 6.6% | 1,667 | 7.5% | 1,525 | 7.8% | 1,711 | 8.3% |
| | 合計 | 1,604 | 6.1% | 1,960 | 8.8% | 2,254 | 10.1% | 1,960 | 10.0% | 2,214 | 10.7% |

割合は小数点第二位を四捨五入して計算。



※苦情相談件数は、県及び44市町村における問い合わせ及び要望を除く件数を計上。

若者（29歳以下）の苦情相談に係る主な商品とサービスの相談件数（令和4年度）

| 順位 | 商品・サービス名 | 件数 | 相談内容 |
|----|-------------|-----|-------------------------------|
| 1 | 商品一般 | 159 | 商品を特定できない不審な電話、架空請求メール等 |
| 2 | インターネットゲーム | 120 | オンラインゲーム、ネットカジノ等に関するトラブル |
| 2 | 他の内職・副業 | 120 | アフィリエイト内職、転売ビジネス等に関するトラブル |
| 4 | エステティックサービス | 116 | 美顔・痩身・脱毛エステ等に関するトラブル |
| 5 | フリーローン・サラ金 | 87 | 多重債務やヤミ金融に関するトラブル等 |
| 6 | 四輪自動車 | 79 | 購入した中古車の不具合、解約料等のトラブル |
| 6 | 不動産貸借 | 79 | アパートの解約料、室内クリーニング費用等に関するトラブル |
| 8 | 異性交際関連サービス | 65 | テレクラ、ファッションマッサージ、街コン等に関するトラブル |
| 9 | 他の健康食品 | 59 | 健康食品、ダイエットサプリメント等 |
| 10 | 他の化粧品 | 50 | 除毛剤、脱毛ワックス、洗顔フォーム、ボディークリーム等 |

※表の数値はPIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム。県及び44市町村に設置）に登録された令和5年12月20日現在のデータを基に計上したもの。